

日本憲法改正の是非に対する DF 安全保障分科会の意見

2022年9月20日

DF 安全保障分科会主宰

和田文男

本年2月以降8回の勉強会により大国米国/中国の覇権争いによる影響で、日本の地政学的リスクが高まっている事を認識した。又、今後米・中間の緊張が、武力行使により戦争の事態に突入した場合日本は自動的に巻き込まれる関係になっている事も改めて理解を深めた。

一方、国の在り方を示す日本国憲法は太平洋戦争での日本の敗北直後に占領の中心であった米軍（GHQ）によりその骨格が形成され、70年以上経過し、日本を取り巻く安全保障環境が激変しているのにそのまままで今日に至っている。

特に、安全保障項目の日本国憲法第9条の解釈が国民の一般認識と政府の解釈・対応に大きな乖離が見られ、国民の日本の安全保障に対する関心が低く、巷間云われる「平和ぼけ」になっている一因と考えられる。

憲法をどう改正するか明文内容は技術的な専門家に委ねるとして、何故改革が必要であるのか、又、改革の方向性について当 DF 安全保障分科会のメンバーの意見を示し、それに関連する補足を加え勉強会のまとめとしたい。

記

結論:日本国の安全保障に関わる憲法第9条を改正し、自衛隊の位置付を明文化すべきである。

(改正の理由)

(1) 国民の常識が憲法を生む。

自衛隊の存在を容認し肯定するのが国民の長さにわたる常識になっている。現在、「憲法第9条第2項」の戦力不保持、交戦権否認の規定は反故にすべき。

(2) 第9条

第1項 「戦争放棄」 → 侵略戦争を意味する

第2項 「戦力不保持」
「交戦権否認」 } 全上

↓

従い、元々第9条の言う「戦争、武力による威嚇、交戦」は侵略戦争を指している。

↓

一方、多くの国民は第9条の意味する事は「絶対平和主義、自衛であっても戦わない」と理解しており、「日本の安全を保持するための手段としての自衛戦争まで放棄している」と誤解している恐れがある。

↓

更に、もし日本に対する武力脅威があっても米軍が対処してくれるものと誤解し、平和ボケになっている嫌いがある。

(3) 日本の平和主義

表面:絶対平和 (自衛戦争放棄)

裏面:相対平和 (自衛戦争肯定)

(4) 歴代日本政府は第9条を「拡張解釈やゴマカシ解釈」で運用に対応して来ており、米軍の「押しきせ憲法」によるある期間は已ないとしても70年間も放置して常習化している事は是としない。

専守防衛=「自国のことのみ専念して他国を無視してはならない」とする憲法前文に違反している。

集団的自衛権=他国のなす戦争に卷込まれる可能性は増すが、これが無いと日本は孤立し、東アジアでの不安要因にもなり、かえって戦争を誘発する可能性大となる。

(5) 現憲法公布後70年の間で「護憲・改憲」の不毛のイデオロギー紛争から実際的な課題を解決する為のプラクティカル議論が必要。国会における党派を越えた真摯な検討が求められる。(憲法改正は内閣では出来

ず、国会での発議でスタートを切る。)



日本の民主主義の特色は国会中心主義

憲法第41条による

└──	国権の最高機関
	唯一の立法機関

実際には野党の反応と国会運営の貧しさから、期待される活動内容になっていない。

(安倍政権により平成の統治構造改革がなされ、官邸主導のリーダーシップを発揮出来る体制が進んだが、一方で強い権力の統制に関し国会の改革と司法の改革が進んでいない)

(6) 国民の安定的な常識が憲法とされるべき。

国民の内部から自発的に醸成された規範でない以上便宜的に利用され、自己正当化の口実に利用される。

現憲法は徹底した平和主義が謳われているが、憲法の生い立ちからして、米国による日本を好戦国と見立てて、好戦国から戦力と交戦権を取り上げ、米国の軍事的庇護の下に置こうとしたものである。

現状とマッチしない内容になって来ており改正が必要。

(7) 現日本国憲法 1946年11月3日公布

1947年5月3日施行

GHQ 25名による草案作成

マッカーサー三元則

└──	天皇を国家元首
	戦争放棄
	封建制の廃止

「他律的憲法」となっている。

厳格な改正手続のためのため現実と差が生じて来ても改正しにくい憲法。

一方で、概括的、抽象的、簡潔が特色。

「権力統制力」が弱い…統治に必要な規範を定めていない。(緊急事態条件等)

「規律密度」が弱い…憲法でどこまで縛るか

(記載事項が少ない)

単語数 (英訳ベース) ドイツ…20739語

カナダ…19565語

米国…7762語

日本…4998語（下から6位）

政府は改正しにくい憲法をそのままにして、憲法付属法と憲法判例で対応して来たので、課題や国民の違和感が残っており、この機会にバックボーンの憲法改正を行い、国民の理解と関心を高める事が不可欠である。

平成以降でも政府は実質的な憲法改正を憲法典の改正を伴わない下位法律を使って行って来ている。

政治改革
中央省庁改革
地方分権改革等々



全て立法措置だけで行われて来た。

(8) 憲法はそもそも人為的・作為的なもので、制定時の人々が、制定時の状況を基に、制定当時に直面している問題に対処する為に作ったものである。従い、状況が変化すれば、その後の人々が既存の憲法を改正する事は当然の事である。

↓

憲法改正の検討には各々の条項に関連する下位法令を精査する必要がある。政府は今迄複雑な下位法令を使って実用に対応して来ている。

憲法改正の作業は国会（国会議員）の発議により行う事としているが、知識・技術の面から不可能で、官僚及び有職者が加わらないと突込んだ検討作業は出来ないと考える。

併せて、他国の多くの例の如く「内閣による改正発議」を認める事で内閣法制局を活用した改正検討も可能となる。

(9) 第9条にも関連するが、日本国憲法には「非常事態対応」が明文化
されていない。

日本が民主主義の法治国家である事を遵守しながら、一方で国としてどのような緊急事態にも迅速に対応出来るようにしておく必要がある。

↓

政府による緊急時の法令の制定を認める。

↑

他方で「基本権の一時的停止」の如き私権の特例的制限が過度にならない歯止め
の必要も不可欠である。

現実には憲法で明文化されていない非常事態対応を下位法律でカバーしてい
る。

災害対策法

国民保護法

原子力災害対策特別措置法

インフルエンザ等対策特例措置法

安全保障関連で「非常事態」が生じた場合、「誰が何を決め、何が出来るの
か」の取り決め体制が整備される事が求められる。

(10) 憲法第9条

現行の憲法解釈を維持した上で、自衛隊を明記する。

→即ち、第9条の1,2項をそのまま残して、第9条の「二」を新設し、自
衛隊を明記する。

この際、未だに云われる「自衛隊違憲論」による国民の戸惑いを払拭する。

上記のごとく、憲法改正の必要性とその方向に関する DF 安全保障分科会メンバーの意見
をアトランダムに列記した。一部重複している意見もあるが、全体として実態に則した憲
法に改正し、国民の関心を高める事の必要性を主張している。

以上